



## 農地の貸し借りは申し出を行いましたか

### 希望者は農業委員さんへ

現在は「農業経営基盤強化促進法」という法律で、貸した農地は期限がくれば、離作料なしで必ず所有者に返され、借り手も期間中は安心して耕作できる制度（利用権設定等促進事業）があります。農地の貸し借りを希望されるかたは、地元農業委員さんへ申し出てください。

また、農業者年金経営移譲年金を受給され、10年を経過されていないかたで、後継者等に農地を貸

し付けた後、その農地の返還を受けたり、他の人に貸し付けたりしますと、農業経営を再開しない場合であっても経営移譲年金が支給停止となることがあります。

農地の貸し借りを行う場合は、必ず申し出を行ってください。

詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会（経済課内）  
内線351

## 年末年始の水道故障は町指定の業者に

### 水道管にも冬じたくをしましよう

1月2日(金)	大川工業	(73)0721
1月3日(土)	金子水道	(84)2148
1月4日(日)	島田設備	(84)3282
1月11日(日)	高田設備	(84)3736
1月18日(日)	富塚水道	(84)3247
1月1日(木)	石崎水道	(84)2839
12月30日(火)	富塚水道	(84)3247
12月29日(月)	高田設備	(84)3736
12月28日(日)	島田設備	(84)3282

水道課  
内線371

## 奨学金をご利用ください

### 高等学校以上の学校への進学者

町では、奨学基金を設けて奨学生金をお貸ししています。この制度は、進学の意欲と能力を有するに

もかかわらず経済的理由により、高等学校以上の学校へ進学困難なかたに必要な資金を貸与し、有為

の人材を育成するものです。

貸与資格 次の事項に該当し、出身学校長または在学学校長が適当と認め推薦したかた。  
町内に1年以上居住する世帯の子弟

品行方正で進学の意欲と能力を有するかた

経済的な理由により、学資支出の困難な世帯の子弟  
貸与額（月額で次の各金額以内）  
高等学校に在学するかた

高等専門学校に在学するかた  
1万円  
2万円

町教育委員会学校教育課  
(中央公民館内) ☎(84)4491

## 新庁舎建設に向け意見交換

榛東村議会行政視察研修



視察研修でいさつする斎藤町長

新庁舎建設に関する榛東村議会行政視察研修が10月22日、町役場会議室で行われました。

同村では、庁舎の老朽化などにより新庁舎建設を検討しており、真塙村長や同村議会の庁舎建設特別委員会委員ら9人が来町。研修では、町の新庁舎建設に至るまでの経過と建設状況について説明後、意見交換が行われました。斎藤町長は、「あいさつで、将来合併しても庁舎が多目的に使用できるよう配慮していきたいと考えています」と述べました。

大学に在学するかた

4万円

返済 奨学生は、卒業後1年を経過した年の翌年から貸与年数の2倍に相当する期間内に年賦により返済することになります。なお、奨学生は無利子です。申し込み 1月30日(金)までに教育委員会にある指定用紙へ必要事項を記入のうえ、入学予定の大学などの合格発表に関係なくお申し込みください。